

20 建 第 5 4 5 号
平成20年10月15日

国土交通省 道路局長 様

棚倉町長 藤田 幸治



今後の道路行政についての意見・提案の提出について（回答）

平成20年9月19日国道企第37号で依頼のありました、このことについては別紙のとおりです。

地方には、農村、農山（漁）村、あるいは、中山間に位置している自治体が数多く存在している。これら自治体の共通の悩みはバス、鉄道等が採算性から撤退をし、公共交通「生活路線」が未確保状態になったことである。

当然、移動手段は自動車に依存することとなり、各家庭では複数台の自動車所有となる。自動車の所有台数が増えることは、交通量が増加することとなるが、道路の整備には時間がかかる。

地方で生活する者にとっては、道路は必要不可欠な社会資本であり、道路の整備水準が緊急医療や経済活動、特に若者の定着を図るための企業誘致活動などに大きな影響を及ぼしており、安全な暮らしや経済の活性化は、道路網の整備、適切な道路付属施設の管理を抜きに語ることはできない。

また、道路は一応整備されていても、歩道の確保ができていない国道、県道、市町村道が数多く存在していることも事実であり、通学する子供たちが雨の日などには、傘をさすこともできず危険にさらされている光景がたくさん見受けられる。

こうした現実が地方には多く存在することを国においては考慮いただきたいと思います。

道路特定財源の話になりますが、移動手段を自動車に依存する地方ほど、税の負担が重くのしかかっていることを考慮され、地域格差のない道路行政の執行をお願いしたいと考えます

先日、特殊車両の通行の協議でありましたが、本町の橋梁の耐荷荷重では対応できず、国道、県道を大きく迂回することを余儀なくされ、利用者に不便をかけてしまいました。これから耐用年数を迎えることになる数多くの橋梁の整備についても特段のお力添えが必要であります。

また、道路の維持管理についてであります。予算にも限界があり、歩道などの除草まで手が回らず、一部では、集落の協力を得ながら、除草をしておりますが、せっかく整備した歩道も雑草に遮られ、役目を果たしていない状況にあります。このことは都会では見られない光景であります。帰省でふるさとに帰ってくる人たち、本町を通過する人たちの目には、景観を損ねて映るばかりでなく、十分な視界の確保ができない状況を与えていることと思います。国・県道も同じような状況です。是非、予算の確保を願いたいと思います

②－１ 地域の現状と抱える課題

福島県棚倉町

○現状

本町の道路網は、国道１１８号が南北に縦断し、国道２８９号が東西に横断しており、それぞれ東北自動車道や福島空港に連結している。また、県道は栃木県那須塩原市や東北自動車道の矢吹 IC などに連結し、それぞれ幹線道路として重要な役割を担っている。

本町の道路橋は７９橋架設されており、このうち橋長１５ｍ以上の橋梁は３２橋となっている。この３２橋のうち橋齢４０年以上経過した道路橋、まもなく迎える道路橋は１２橋。また、耐荷荷重２０ｔ以上の橋梁は９橋となっている。

本町の生活道路である町道などにおいては、城下町特有の屈曲した区間や幅員狭小なところも多い。また、これら町道の中で１４．１ｋｍについては小学校が指定する通学路となっているが、６．３ｋｍが未整備となっている。

○課題

国道には、事故危険箇所にも指定されている区間があり、また、交通量の多い県道にも歩道が未整備の区間がある。今後は歩行者の安全性の確保が求められている。また、広域的な交通ネットワークの確保が求められている。

橋長１５ｍ以上の橋梁はいずれも幹線道路に架設されており、今後、長寿命化に向け、点検、修繕計画を策定する必要がある。残る４７橋についても、点検等が必要になってくる。

また、橋梁の耐荷荷重が２０ｔ未満の橋梁も数多く存在しているため、今後補強、改築等の工事が必要になってくる。

日常生活における安全性や快適性、利便性など生活環境の向上を図るために整備する必要がある。特に、児童、生徒の安全性の確保のために早急な対応が必要になってくる。

②-2 地域の目指すべき将来像

福島県棚倉町

当町の第5次振興計画（平成17年度～26年度）では、将来像を「北緯37度 自然・歴史 人が輝く 棚倉町」と定めている。これは、「北緯37度に位置するさわやかな清涼なイメージ」と「人と人とのふれあいを促し、人々が夢を持ち輝く“たなぐら”」を目指すものとして定めたものである。

この将来像を実現するため、6つの基本目標を設定している。その目標の一つに「安心・快適な社会基盤づくり」を掲げ、土地利用計画をはじめ、道路などの社会基盤等の整備を進め、すべての住民が安心してかつ快適に暮らすことのできる「安心・快適」なまちづくりを目指している。

「安心・快適な社会基盤づくり」を具体化するための基本計画では、6つの施策体系を示し、実施計画の基礎としておりますが、その施策体系のひとつ、「道路基盤の整備・充実」では、

（1）国・県道の整備

①東北自動車道など高速交通網へのアクセス道路となる国道や県道の早期整備・充実を関係機関に要請する。

（2）町道（生活道路）の整備

①交通需要が大きい路線の改良・舗装工事の推進

②日常生活における安全性の確保や災害を未然に防ぐため、道路側溝や舗装修繕の実施

③道路機能需要度等を調査研究し、町道認定の見直し作業の実施

（3）道路環境の向上

①歩行者安全確保のため、歩道と車道の分離、危険箇所へのガードレールの設置、道路標識や路面表示の設置等により安全性を高める。

②安全面から適正な幅員の確保や交差点の右折レーン設置など、道路構造の推進

③道路の緑化など周辺の景観・環境などに配慮した道づくりや観光・レクリエーションを考慮した道路の整備

を掲げ、基本計画に掲げた施策実現のため、期間を3年とした実施計画により毎年度ローリングしながら、「安心・快適」のまちづくりを推進している。

今後の道路行政についての意見・提案

様式④

③道路施策の重点事項（代表事例、期待する効果や評価等）

福島県棚倉町

○重点事項	○代表事例	○期待する効果や評価等	○その他
バリアフリー化された歩道等	国道のバイパス化に伴い市街地を通過していた旧国道の電柱等を民地側に移設して、併せて歩道の拡幅を図り、拡幅部には透水性舗装を施し、段差も解消した。	歩行者の安全性の確保 雨の日など歩行者の歩きやすさの確保 景観の確保	共生のまちづくり事業
交通安全施設等の整備	国道、県道など交通量の多い幹線道路で未整備となっている歩道の整備	歩行者の安全性の確保 運転者の満足度の向上 事故危険箇所の解消	
沿道環境対策の実施	道路管理者等と地域住民とで覚書を交わして、道路の清掃活動や美化活動を行う	良好な道路環境の創出 道路への愛着心と美化意欲の向上 道路利用者のマナーの向上	うつくしまの道・サポート制度